

令和 7 年度における家庭用品品質表示法の運用状況

消費者庁は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）の規定に基づいて、不適正な表示を行った者に対する指示（家表法第4条第1項に基づくもの。以下同じ。）及び指導を行うとともに、同法に関する相談への対応、講師派遣等を通じた普及啓発に関する活動を行う等により、家庭用品の品質に関する表示の適正化に努めている。また、家庭用品品質表示法に関する法令、告示について、必要に応じて見直しを行っている。

令和 7 年度における家表法の運用状況は以下のとおりである。

1. 違反被疑事案の処理状況

令和 7 年度において、家表法の違反被疑事案として消費者庁が調査した件数（延べ事業者数）は153件であった（前年度からの繰越26件を含む。）。新規受付件数127件の内訳は、家表法第24条の規定に基づき権限を委任された地方自治体が実施した立入検査（実施した結果、違反の疑義が生じたものとして消費者庁に移送されたもの）26件、事業者からの自主申告17件、消費者等からの情報提供（家表法第10条第1項に基づく申出を含む。）82件、職権探知（消費者庁による試買調査）2件であった（表 1 参照）。

表 1 令和 7 年度 家表法違反被疑事案の調査件数の内訳
(単位：事業者数)

前年度からの繰越		26
新規受付件数	地方自治体による立入検査	26
	事業者からの自主申告	17
	消費者等からの情報提供	82
	職権探知	2
	小計	127
調査件数		153

令和 7 年度における違反被疑事案処理件数は139件であった。このうち、家表法第3条第1項に規定する表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、68事業者に対し指導を行った（表 2 参照）。

表 2 家表法違反被疑事案の処理状況の推移（単位：事業者数）

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
処理件数	指示	0	0	0
	指導	78	51	68
	違反無し	12	9	54
	対象外	8	6	5
	打切り	11	3	12
	計	109	69	139
次年度への繰越		19	26	14

令和 7 年度に指導した製品数は102件であった。規程別の内訳は繊維製品66件（帽子20件、シャツ13件、ズボン 8 件、下着 7 件等）、合成樹脂加工品 9 件（バケツ 5 件、水筒 2 件、台所用皿等、籠各 1 件）、電気機械器具 1 件（ジャー炊飯器）、雑貨工業品26件（哺乳用具10件、接着剤 5 件、洋傘 4 件等）であった（表 3 参照）。

表 3 令和 7 年度 不適正表示製品数の内訳（単位：製品数）

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品	合計
66	9	1	26	102

指導事案の具体的な内容は以下のとおりである。

(1)

繊維製品における違反事例	
①	輸入販売の帽子において、組成が外国語で表示され、洗濯記号に誤りがあり、表示者名及び連絡先が欠落していた。
②	輸入販売の靴下（レギンス）の組成表示において、指定用語ではない「スパンデックス」と表示していた。
③	コートの洗濯記号の表示順について、JIS L0001:2024 に規定された順番とは異なる順番で表示していた。

(2)

合成樹脂加工品における違反事例	
①	水筒の耐熱温度表示について、2以上の部分に異なる原料樹脂を使用しているにもかかわらず、それぞれの部分の耐熱温度を表示していなかった。
②	バケツの表示者名等の付記について、平成9年度に廃止された品質表示者番号のみで表示していた。

(3)

電気機械器具における違反事例	
ジャー炊飯器について、蒸発水量の小数点第一位が欠落していた。 1時間当たりの保温時消費電力量が有効数字3桁以上になっていなかった。	

(4)

雑貨工業品における違反事例	
①	サングラスのレンズの材質について、指定された用語である「ガラス」又は「プラスチック」以外の用語で表示していた。
②	ECサイトで購入した輸入品の洋傘について、傘生地組成、親骨の長さ、取扱い上の注意及び表示者名等の付記が欠落していた（全表示欠落）。
③	椅子の表面加工及び張り材を略称で表示し、指定された用語を用いていなかった。クッション材及び取扱い上の注意表示が欠落していた。
④	魔法瓶の実容量についてリットル単位で表示するところ、ミリリットル単位で表示していた。

2. 地方自治体による立入検査の実施状況

家表法においては、立入検査等の一部の事務を地方自治体（都道府県及び市。以下同じ。）に委任している。令和7年度において、地方自治体による立入検査の実施件数（店舗数）は2,877件であった（表4参照）。

表4 令和7年度 地方自治体における立入検査※（単位：実施店舗数）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
87	34	51	25	89	7	48
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
205	101	65	65	208	121	56
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
52	32	28	115	74	66	65
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
111	140	52	29	5	65	76
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
21	18	10	19	29	23	50
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
139	18	66	156	29	25	65
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	地方自治体合計	
7	66	7	47	10	2,877	

※市が実施した立入検査の件数は、当該市の属する都道府県の数値に含めている

なお、立入検査の結果違反の被疑が生じたものとして消費者庁に移送された事案は26件であった（1. 違反被疑事案の処理状況 表1参照）。

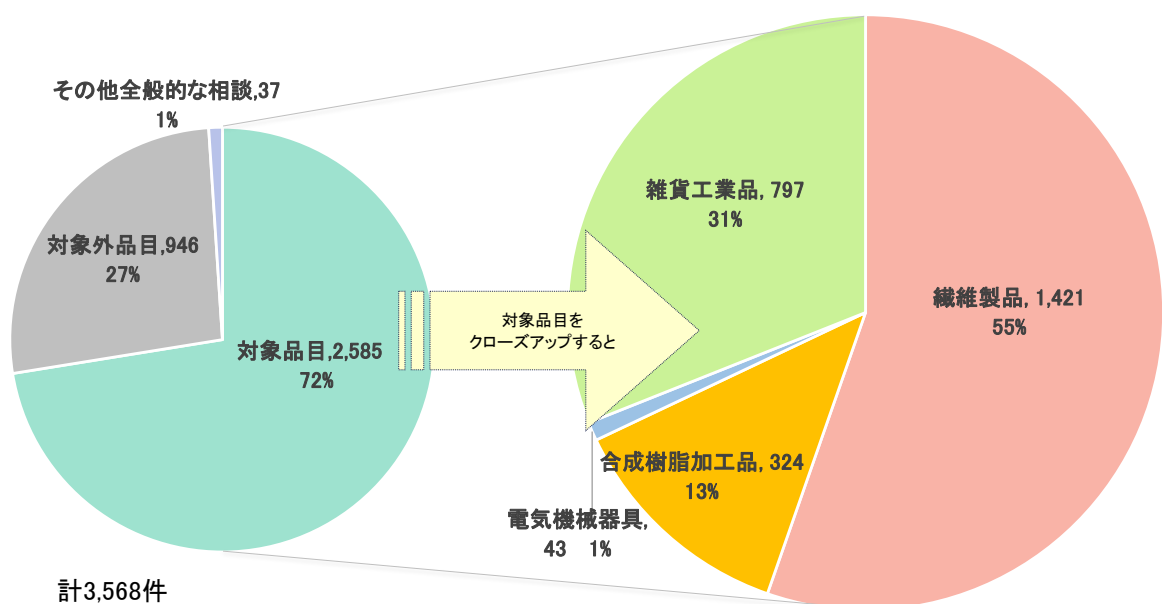
3. 家表法に関する相談状況

令和7年度の家表法に関する相談件数は3,568件であった。

このうち、家表法の対象品目に関する相談は2,585件、対象外品目に関する相談は946件、その他家表法に関する全般的な相談は37件であった。

対象品目における相談件数の規程別内訳は、繊維製品1,421件、合成樹脂加工品324件、電気機械器具43件、雑貨工業品797件であった（グラフ1参照）。

グラフ1 令和7年度 家表法に関する相談件数の内訳 （単位：件）



対象品目別の相談状況は以下のとおりである。また、寄せられた相談、回答について、内容の一部を編集した上で掲載している。

(1) 繊維製品（1,421件）

令和7年度において相談件数が多かった品目は、シャツ（141件）、タオル及び手拭い（101件）、上衣（78件）、帽子（75件）、下着（60件）であった（表5参照）。

表5 繊維製品の相談数上位品目※ ※※

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	シャツ	シャツ	シャツ
2	帽子	タオル及び手ぬぐい	タオル及び手ぬぐい
3	タオル及び手ぬぐい	帽子	上衣
4	上衣	上衣	帽子
5	靴下	下着	下着
6	マフラー、スカーフ及びショール	靴下	靴下
7	下着	マフラー、スカーフ及びショール	マフラー、スカーフ及びショール
8	手袋	手袋	ズボン
9	織物、ニット生地及びレース生地	布団	手袋
10	セーター	ズボン	コート
11	布団	コート	布団
12	ズボン	ドレス及びホームドレス	ハンカチ
13	エプロン及びかっぽう着	ハンカチ	織物、ニット生地及びレース生地
14	床敷物	床敷物	床敷物
15	コート	織物、ニット生地及びレース生地	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー
16	ハンカチ	エプロン及びかっぽう着	ドレス及びホームドレス
17	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	セーター
18	ドレス及びホームドレス	セーター	膝掛け
19	膝掛け	スカート	エプロン及びかっぽう着
20	寝衣	事務服及び作業服	糸
21			風呂敷

※品目を限定しない繊維製品全般の相談（衣料品、付記事項等）426件を除く

※※件数が同一の品目は罫線を除し、同一順位とする

繊維製品における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

	相談	回答
洗濯表示	洗濯記号を横方向ではなく、縦方向に配置してもよいですか。	JIS L0001:2024 に「処理記号は、洗濯、漂白、乾燥、アイロン仕上げ、商業クリーニングの順に並べる。なお、表示ラベルの大きさ及びその形状から、横方向の記号を1行で表示することが困難な場合、表示順の途中で2行に改行してもよい。」と記載があるとおり、横方向に表示する必要があります。
組成表示	衣料品の革パッチや手袋の指先部分等、繊維製品の一部に皮革を使用したものは革部分の表示が必要ですか。	繊維製品（コート、セーター、ズボン、ドレス、スカート、上衣及び手袋）に使用された皮革は、少量であっても「革パッチ：牛革」等の表示が必要です。使用部分の多い方など、商品ごとの特質等を考慮した上で、表示者の判断で繊維規程と雑貨規程のいずれかの表示を選択することになります。選択しなかった規程の表示を任意で行うことも消費者利益につながると考えられます。
指定用語	綿の指定用語に COTTON がありますが、小文字アルファベットの cotton と表示してもよいですか。	綿の名称を示す用語は、「綿」「コットン」又は「COTTON」のいずれかを使用することになっています。
その他	レインコートのはっ水性はどのように表示すればよいですか。	はっ水性が不可欠な雨用コートは、JIS L1092 の試験で2級以上（2級～5級）の性能であることが必要です。その上ではっ水性の表示をする場合は規定の用語「はっ水（水をはじきやすい）」又は「撥水（水をはじきやすい）」と表示します。雨用以外のコート並びにコート以外のズボン及びエプロン等のはっ水表示は任意です。合成樹脂製のレインコートは対象外です。
	海外から輸入した帽子を国内で販売します。海外の品質表示のままで販売してもよいですか。	日本国内で販売する場合は、家表法に基づき法定表示事項を日本語で適正に表示する必要があります。繊維の組成は指定用語で、洗濯記号は JIS L0001:2024 の記

	相談	回答
		号に基づき表示します。表示方法として、新たにラベルを取付けるほか、海外表示の上から熱圧着シール等容易に取れない方法で取付けることが考えられます。

(2) 合成樹脂加工品（324 件）

令和 7 年度において相談件数が多かった品目は、食事用、食卓用又は台所用の器具のうち、皿等（89件）、食事用の器具等（74件）、台所用容器等（41件）、次にポリ袋（39件）であった（表 6 参照）。

表 6 合成樹脂加工品の相談数上位品目※

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	皿等	皿等	皿等
2	食事用の器具等	食事用の器具等	食事用の器具等
3	台所用容器等	台所用容器等	台所用容器等
4	ポリ袋	ポリ袋	ポリ袋
5	たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具
6	水筒	水筒	水筒
7	まな板	まな板	まな板
8	湯たんぽ	可搬型便器及び便所用の器具	可搬型便器及び便所用の器具
9	籠	籠	盆
10	可搬型便器及び便所用の器具	湯たんぽ	籠

※その他の相談（合成樹脂加工品全般）10件を除く

合成樹脂加工品における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

	相談	回答
耐熱温度	合成樹脂加工品の耐熱温度試験における「機能の異常又は著しい変形」とは、具体的にどのような状態のことですか。	機能の異常又は著しい変形とは、ひずみ、ひび割れ等の変形のほか、色、艶等の変化も含めて判断することになっています。
表示方法	弁当箱を 3 個セットで販売する場合、取扱い上の注意は弁当箱	取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法（本体刻印、本体印刷、

	相談	回答
	ごとに表示する必要がありますか。	ラベルの貼付け等)で表示することになっており、弁当箱ごとに表示する必要があります。

(3) 電気機械器具（43件）

令和7年度において相談件数が多かった品目は、エアコンディショナー、電気毛布、電気コーヒー沸器（各5件）、ジャー炊飯器、電気レンジ、電気かみそり（各4件）であった（表7参照）。

表7 電気機械器具の相談数上位品目※ ※※

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	電気ミキサー類	ジャー炊飯器	エアコンディショナー
2	電気毛布	電気かみそり	電気毛布
3	ジャー炊飯器	エアコンディショナー	電気コーヒー沸器
4	電気かみそり	電気冷蔵庫	ジャー炊飯器
5	テレビジョン受信機	電気ミキサー類	電子レンジ
6			電気かみそり

※その他の相談（電気機械器具全般）2件を除く

※※件数が同一の品目は罫線を除し、同一順位とする

電気機械器具における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

品目	相談	回答
電気機械器具全般	電気洗濯機の表示方法について「電気洗濯機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に表示する。」と規定していますが、表示は全て取扱説明書にすればよいですか。	電気機械器具において、取扱説明書は購入後も保管、閲覧が見込まれるため、見やすい箇所に分かりやすく表示しているとみなしています。 商品同梱の取扱説明書に表示をした場合は、購入時に消費者が表示事項を確認できるよう配慮をすることが消費者の利益につながると考えられます。取扱説明書の見本や品質表示のPOPを店頭に掲示するなどが考えられます。

(4) 雑貨工業品（797件）

令和7年度において相談件数が多かった品目は、合成洗剤等（132件）、サングラス（85件）、魔法瓶（79件）、椅子、腰掛け及び座椅子（70件）、漆器類（42件）であった（表8参照）。

表8 雑貨工業品の相談数上位品目 ※ ※※

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	合成洗剤等	合成洗剤等	合成洗剤等
2	椅子、腰掛け及び座椅子	椅子、腰掛け及び座椅子	サングラス
3	浄水器	魔法瓶	魔法瓶
4	サングラス	サングラス	椅子、腰掛け及び座椅子
5	漆器類	合成ゴム製器具	漆器類
6	ほうけい酸ガラス等器具	浄水器	靴
7	机及びテーブル	漆器類	机及びテーブル
8	魔法瓶	ほうけい酸ガラス等器具	ほうけい酸ガラス等器具
9	合成ゴム製器具	革又は合成皮革製衣料	合成ゴム製器具
10	鍋		浄水器
11	ウレタンフォーム・スプリングマットレス	鍋	革又は合成皮革製衣料
12	靴	靴	洋傘
13	歯ブラシ	ウレタンフォーム・スプリングマットレス	ウレタンフォーム・スプリングマットレス
14	漂白剤	洋傘	鍋
15	かばん	かばん	歯ブラシ
16	革又は合成皮革製衣料	強化ガラス製器具	かばん
17	洋傘	歯ブラシ	接着剤
18	塗料	漂白剤	漂白剤
19	革又は合成皮革製手袋		革又は合成皮革製手袋
20	ティッシュ及びトイレットペーパー		強化ガラス製器具

※その他の相談（雑貨工業品全般）13件を除く

※※件数が同一の品目は罫線を除し、同一順位とする

雑貨工業品における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

品目	相談	回答
椅子、腰掛け及び座椅子	PVC(塩化ビニル樹脂)製のエアースファは家表法の椅子に該当しますか。	椅子に該当します。表示事項を適正に表示することになりますが、表面加工、張り材、クッション材等該当しない表示事項は省略することができます。 構造部材の原料樹脂名は、略称ではなく合成樹脂の規程に準じて「塩化ビニル樹脂」と表示します。
	椅子の取扱い上の注意は「直射日光又は熱を避ける旨。」を表示することになっています。屋外で使用するベンチ等、直射日光が当たることを前提とした商品の場合、どのように表示すればよいですか。	取扱い上の注意については、「次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。該当しないことが明らかなき場合は、表示を省略することができる。」と規定されており、事業者の判断で「直射日光を避ける旨。」を省略することは可能です。
革又は合成皮革製衣料及び手袋	繊維と皮革の両方を使用した手袋の品質表示について、皮革が50%以上使用されている場合は雑貨規程に基づき表示を行うのですか。	繊維と皮革の両方を使用した手袋に使用された皮革は、量の多少にかかわらず表示が必要になります。表示者の判断で使用部分の多い方など、個々の製品の特質を考慮した上で繊維規程と雑貨規程のどちらか一方の規程に基づいて表示を行うこととなります。選択しなかった規程の表示を任意で行うことも消費者利益につながると考えられます。
合成洗剤	合成洗剤の定義に「洗濯用は純石けん分以外の界面活性剤が界面活性剤の総含有重量の30%を超えるものに限り、台所用は40%を超えるものに限る」とありますが、当社の製品は界面活性剤を30%も含有していないため、対象外になりますか。	定義で示している30%、40%とは、製品の総重量に対する界面活性剤の含有量ではなく、製品中の界面活性剤の総含有量に対する純石けん分以外の界面活性剤の含有量のことを示しています。
机及びテーブル	机の甲板の表面材がMDF(中密度繊維板)の場合、どのように表示すればよいですか。	甲板の表面材の種類のうち、天然木化粧繊維板、プリント紙化粧繊維板、合成樹脂化粧繊維板であって、JIS A5905の4に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に

品目	相談	回答
		代えて「MDF」の用語を用いることができます。 例えば、「合成樹脂化粧繊維板」の場合は「合成樹脂化粧 MDF」と表示することができます。
漂白剤	粉末状の漂白剤で、5 g 入り 6 包を小箱に入れて販売します。特別注意事項の表示が必要な商品ですが、外箱だけではなく個包装にも表示が必要ですか。	特別注意事項の表示は包装箱と同様に個包装にも表示することになっています。表示できる面積が小さい場合は、個包装を平たい形状にするなど工夫をすることが考えられます。
	漂白剤の成分表示において、「ビルダー（助剤）」と表示してもよいですか。	成分表示の機能の名称を示す用語として、「ビルダー」「性能向上剤」「洗淨力増強剤」等の名称は具体性に欠け、適切ではありません。水軟化剤、消泡剤等具体的な名称を表示することになっています。

(5) その他家表法の全般的な相談（37件）

その他家表法の全般的な相談については、付記事項の表示に関する相談や、インターネット販売に関する相談がみられた。

	相談	回答
付記事項に関する相談	家表法の対象商品を共同開発する予定です。表示者名等の付記について、共同開発した 2 社を表示してもよいですか。	表示者名及び連絡先は、消費者等からの表示内容に関する問合せに適切に対応できる者である必要があります。2 社とも適切に対応できるのであれば、2 社を表示者とすることが可能です。
家表法全般に関する相談	EC サイトで家表法の対象商品を販売します。サイト上に品質表示を記載すれば商品本体に表示をしなくてもよいですか。	家表法では商品本体の表示事項を規定しており、サイト上の表示は広告の一種とみなされ任意表示となります。EC サイトでの販売にあたっては、消費者が適切に商品を選択できるように商品本体の表示と同様に家表法の表示事項を掲げることが消費者の利益につながると考えられます。

(6) 対象外品目（946件）

家表法の対象品目は広範囲かつ多岐にわたることから、令和7年度においても、表示事項に関する相談はもとより本法の適用があるか否かを問う、いわゆる該非判定を求める相談が多く寄せられた。

相談	回答
備長炭の端材を不織布の袋に入れたものを販売します。水筒などに入れて使用することにより、浄水並びに消臭効果が得られるものです。家表法の浄水器に該当しますか。	浄水器は、原水取り込み機能、ろ過機能、浄水排出機能の3つの機能から構成されている器具を指します。ろ材だけでは浄水器に該当しません。

(参考) 対象外品目例

あ行	アームウォーマー (手首より上のみを覆うもの)	か行	ゴム製手袋	は行	不織布製の製品 (フェルト)
	アクセサリ	さ行	消毒剤 (アルコール、除菌剤等)	ま行	文房具
	圧縮袋	た行	繊維製のバッグ		ヘアケア製品 (ヘアブラシ等)
	アロマ製品 (アロマオイル、アロマキャンドル等)		テープ (両面テープ、マスキングテープ等)		ペット用品
	衣類乾燥機		陶磁器		ベビー用品 (抱っこ紐、おしゃぶり、よだれ掛け等 衣料品、布団等指定品目は対象)
	LEDライト製品	な行	入浴剤		ベルト
か行	画材用品 (アクリル絵の具、色鉛筆等)	は行	ぬいぐるみ	ま行	枕
	玩具		パイルが無い繊維製のマット		マスク関連 (繊維製、不織布製、マスクケース)
	空調関連 (加湿器、空気清浄機、扇風機)		履物 (靴以外のスリッパ等)		マッサージ器具
	化粧品関連 (化粧品等、化粧ポーチ)		腹巻		

(注) 上記品目は家表法の対象品目ではないが、他法令（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」「食品衛生法」等）の対象となる場合がある

4. 家表法に関する講師派遣等

令和7年度においては、関係省庁が主催する講習会等に計2回講師を派遣した。

5. 家表法の制度改正

令和7年度における制度改正はなかった。

以上